

検察における発達障害者への対応について

発達障害者支援法の改正点

◆ 法 12 条の 2（司法手続における配慮）の新設

司法手続において、発達障害者がその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の発達障害者の特性に応じた意思疎通の手段の確保のための配慮その他の適切な配慮をすること

◆ 法 23 条（専門的知識を有する人材の確保等）の改正

捜査及び裁判に関する業務に従事する者に対し、個々の発達障害者の特性その他発達障害に関する理解を深め、及び専門性を高めるため研修を実施することその他の必要な措置を講じること

検察における従来からの取組

<発達障害者に対する配慮>

- 取調べにおいて、迎合性、被誘導性が高いなどの供述特性を的確に把握し、それを踏まえた発問等を行うとともに、取調べの録音・録画を幅広く実施
- 医療や福祉の専門家から、捜査や処分決定の参考となるような助言を受ける
- 権利告知や令状の呈示などの刑事訴訟法上必要とされている手続を、相手方が内容を実質的に理解できるよう適切な方法で行う

<発達障害に関する教育・研修>

- 検察官、職員の発達障害に関する理解を深めるための研修等を実施
例)・最高検において発達障害者の特性に関する講演会を実施し、講演録 D V D を各検察庁に配布
・法務省で行っている検察官に対する各種の研修において、精神障害等に関する講義を実施

法改正を受けての取組

- 本年 7 月に開催された全国の検察庁の検察官が出席する会議において、改正法の趣旨・内容について周知・説明し、発達障害者に対して適切な配慮が行われるよう注意喚起
- 本年 12 月から実施される平成 28 年度新任検事研修においても、同様の周知・説明を行う予定
- 来年度以降、既存の取組に加え、検察官に対する研修の中で、発達障害に特化したカリキュラムを新たに実施する予定

今後とも、研修等を通じて、検察官や検察職員の発達障害に関する理解を深め、専門性を高めるとともに、各庁における好事例を共有するなどして、発達障害者に対する配慮が適切に行われるよう努めていくこととしている